

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

相生市長 谷口 芳紀

市町村名 (市町村コード)	相生市 (28208)
地域名 (地域内農業集落名)	若狭野地区 (東後明)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・区域内農地は農業振興地域内にあるが農用地区域がなく、自給農家が水稻、自家菜園等として利用されているものの、大半が保全管理である。
- ・農業者は、高齢化が著しく、後継者も未定である。
- ・地域としては、農地は所有者の判断で活用するものと考えており、将来にわたって守っていく意識が薄い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・引き続き、自家消費用の野菜等を主要作物とし、農地を維持できるように努める。
- ・地域内で今後担い手となる者がある場合は、その時点で計画について検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	今後検討 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現状では、地域内に農振農用地区域内がなく、将来的に農業上の利用が見込まれる農地がない。
社会情勢の変化など、今後情勢が変われば、その時点で検討する。(現状では、地図で区域を定めない。)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
今後検討
(2) 農地中間管理機構の活用方針
今後検討
(3) 基盤整備事業への取組方針
後継者もおらず、検討しない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後検討
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
必要に応じて項目を今後検討